

令和4年度第2回松本市社会福祉審議会 次第

日時：令和5年2月14日（火）

午後2時30分

場所：松本市役所大会議室

1 開会

2 あいさつ

3 議事

(1) 答申事項（松福福第30号令和4年5月9日諮問）

ア 重層的支援体制の構築に係る多機関協働及び生活支援のあり方について

イ 松本市子ども・子育て支援事業計画の中間見直しについて

4 その他

5 閉会

松本市社会福祉審議会名簿

氏名	推薦団体・役職等	所属専門分科会	備考
青木 厚	松本市高齢者クラブ連合会会長	高齢者福祉専門分科会	高齢者福祉専門分科会副会長
岩田 宜己子	かとうメンタルクリニックソーシャルワーカー	障害者福祉専門分科会	
海野 暁光	認定こども園深志園長	児童福祉専門分科会	
大下 京子	一般社団法人ぴあねっと理事兼 ぴあねっと社会参画室室長	障害者福祉専門分科会	障害者福祉専門分科会副会長
太田 正道	松本市町会連合会副会長	地域福祉専門分科会 民生委員審査専門分科会	民生委員審査専門分科会会長
岡野 尚子	認定こども園聖十字幼稚園園長	児童福祉専門分科会 民生委員審査専門分科会	民生委員審査専門分科会副会長
片桐 政勝	社会福祉法人アルプス福祉会理事	障害者福祉専門分科会 民生委員審査専門分科会	
唐沢 保之	松本市医師会老人保健担当理事	高齢者福祉専門分科会	
北沢 和雄	松本地域難病患者家族友の会代表	障害者福祉専門分科会	
草深 邦子	松本市民生委員・児童委員協議会会長	地域福祉専門分科会 民生委員審査専門分科会	地域福祉専門分科会副会長
小林 弘明	社会福祉法人松本市社会福祉協議会会長	地域福祉専門分科会 民生委員審査専門分科会	委員長
澤地 雅弘	長野県弁護士会松本在住会代表	高齢者福祉専門分科会 民生委員審査専門分科会	
尻無浜 博幸	松本大学総合経営学部長	高齢者福祉専門分科会	高齢者福祉専門分科会会長
内藤 美智子	松本短期大学幼児保育学科教授	児童福祉専門分科会	児童福祉専門分科会副会長
平林 優子	信州大学医学部保健学科教授	児童福祉専門分科会	児童福祉専門分科会会長
廣瀬 豊	松本大学松商短期大学部 経営情報学科准教授	障害者福祉専門分科会	障害者福祉専門分科会会長
丸山 順子	松本短期大学介護福祉学科教授	高齢者福祉専門分科会	副委員長
三村 仁志	長野県社会福祉士会 元会長	地域福祉専門分科会	
向井 健	松本大学総合経営学部 観光ホスピタリティ学科准教授	地域福祉専門分科会	地域福祉専門分科会会長
山本 侑一郎	特定非営利活動法人ワーカーズコープ松本事業所所長	児童福祉専門分科会	

令和5年2月14日

松本市長 臥雲 義尚 様

松本市社会福祉審議会
委員長 小林 弘明

答 申 書 (案)

「重層的支援体制の構築に係る多機関協働及び生活支援のあり方について」
及び「松本市子ども・子育て支援事業計画の中間見直しについて」

令和4年5月9日付け松本市諮問松福福第30号をもって当審議会に
諮問がありました件について、下記のとおり意見をとりまとめましたの
で、ここに答申いたします。

記

- 1 重層的支援体制の構築に係る多機関協働及び生活支援のあり方について（別紙）
- 2 松本市子ども・子育て支援事業計画の中間見直しについて（別冊）

別 紙

諮問事項「重層的支援体制の構築に係る多機関協働及び生活支援のあり方について」地域福祉専門分科会、障害者福祉専門分科会、高齢者福祉専門分科会、児童福祉専門分科会からの意見を答申としてとりまとめましたので報告します。

地域福祉専門分科会答申

1 地域福祉専門分科会では、諮問事項の検討にあたり、市がこれまで取り組んできた地域包括ケアシステムと重層的支援体制との関係性、及び答申の方向性を、以下のとおり確認しました。

(1) 地域包括ケアシステムと重層的支援体制との関係性（市からの説明）

地域包括ケアシステムは、高齢者が、可能な限り住み慣れた地域において暮らし続けることができるよう、医療・介護・介護予防・住まい・自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制をいいます。

松本市では、「地域包括ケアシステム・松本モデル」として、高齢者だけでなく、障がいを持つ方や子どもなど、支援が必要な方を対象に、35地区を基本として、「専門職の連携体制づくり」は地域包括支援センターが、「住民主体の支え合い活動」は地域づくりセンターが、それぞれ中心となり推進してきましたが、この二つの取組みは、地区によって独自に行われてきました。

このように松本市では、以前から高齢者以外も対象とした仕組みづくりを進めてきましたが、「地域包括ケアシステムの仕組みを全世代・全対象に拡大する」という考え方が、「重層的支援体制整備事業」と言うことができます。

今回は、令和5年度から松本市が重層的支援体制整備事業に取り組んでいくにあたり、「専門職の連携体制づくり（多機関協働のあり方）」、「住民主体の支え合い活動（生活支援のあり方）」をバランスよく推進するための考え方について、社会福祉審議会へ諮問したものです。

(2) 答申の方向性

答申案の検討の中で、「生活支援のあり方」の検討をした上で、「多機関協働のあり方」があるのではないかとの意見がありました。これを受け、答申の項目に係る順番を「(1) 生活支援のあり方について」「(2) 多機関協働のあり方について」に変更しました。

また、重層的支援体制整備事業全般に係る内容については、「(3) その他」として表示しています。

2 以上の確認を踏まえ、地域福祉専門分科会からは、以下のとおり答申します。

(1) 生活支援のあり方について

ア 地域活動への参加を促すため、町会や公民館活動の中に自分の場所や役割があることを認識してもらうとともに、達成感を感じてもらえる仕組みについて検討すること。

イ こども達も地域社会の一員として、主体的に活動に参画できるようにすること。

ウ 地域で顔の見える、声かけのできる関係を築ける体制を整備すること。

エ コロナ禍等で地域活動への参加が億劫になってしまった住民を巻き込んでいく方法について検討すること。

オ 地域の中でボランティア活動をしたい方を、支え合い活動につなげる仕組みについて検討すること。

- カ 地域における情報共有の手段として、ICTの活用を検討すること。
- キ 「集いの場」や「支え合い」を必要とする側が、どのような形を求めているのかを把握するよう努めること。
- ク 物理的に人が集まる以外の方法についても検討すること。
- ケ 集いの場づくりや住民参加を進めるため、交通弱者の交通手段について配慮すること。

(2) 多機関協働のあり方について

- ア 地区生活支援員（第2層生活支援コーディネーター）、地区福祉ひろばコーディネーター、健康づくり推進員、地区の保健師の機能や役割について整理すること。
- イ 地域づくりセンター、公民館、福祉ひろば等の機関があり、地区生活支援員（第2層生活支援コーディネーター）や保健師等の複数の関係者がいる中で、それぞれが共通の認識と情報を得られるようにすること。
- ウ 虐待や貧困等の複合的な問題を抱えているケースに対しては、権利擁護のシステムと確実につなげていくこと。
- エ 夜間に緊急対応できる窓口についても検討すること。
- オ 一人ひとりの課題やニーズによって連携すべき機関は異なるため、地域の住民を巻き込み、課題の解決を図ること。

(3) その他

- ア 保健師の役割、業務の在り方を明確にし、地区の中にしっかりと位置付け、様々な機関と確実に連携していくこと。
- イ 社会福祉士等の登用についても検討すること。
- ウ 市役所組織の縦割り解消に留意し、地域づくりセンター、公民館、福祉ひろばの連携を確保した上で、重層的支援体制を整備すること。
- エ 相談の敷居は低くし、多くのチャンネルを設けること。
- オ 支援対象や担い手となる者の属性や年齢は様々であるため、制度の周知、情報の収集及び発信においては、あらゆる属性や年齢に配慮したものとすること。
- カ 地域づくりセンター職員が地域に根差した業務に取り組めるよう、人事については配慮すること。

障害者福祉専門分科会答申

1 多機関協働のあり方について

(ソフト面)

- (1) 重度障がい者が、18歳に到達したときの障害福祉サービス、65歳に到達してからの介護保険サービスへの移行時といった年齢や制度の狭間において、切れ目のない支援ができる体制とすること。
- (2) 子ども、障がい者、高齢者、生活困窮者、外国籍であっても、どの窓口でも相談を受けられるようにすること（総合相談の実施）。
- (3) 高齢者分野の地域包括支援センター、障がい者分野の総合相談支援センター等、既存の相談窓口の役割を整理すること。また、各相談窓口の連携体制を整備して情報を共有した支援を行うこと。
- (4) 地域包括ケアシステムを応用した多機関協働の取り組みを行うこと。
- (5) 相談機関の位置づけを明確にして全体像を見渡しながら権限と責任をもって調整ができる相談機関とすること。
- (6) インテークの面接（市民が最初に相談する相談窓口における面接）を重視して総合的な相談を受ける体制を整備すること。
- (7) 市民にとって、身近で分かりやすい情報提供ができる体制を整備すること。

(ハード面)

- (8) 中学校区単位で相談できる体制を構築すること。
- (9) 新たに相談機関を設けるのではなく、地域包括支援センター等の既存機関を活用して相談窓口の一元化（総合相談窓口）を進めること。

2 生活支援のあり方について

(支援者等に関する事)

- (1) 地域ケア会議を活用して普段から支えあうことの必要性を理解できる仕組みを整備すること。
- (2) 障がい者は、公的サービスだけではなく、ボランティアによる支援を受けることもある。しかしボランティアは、無償の自主的な活動であるため、継続性の課題、支援を依頼しづらい現状がある。公的サービスを埋めるために頼らざるを得ないボランティア活動について、有償ボランティア活動として有効に活用できることが望まれる。また、その活動を支援する体制や仕組みを整備すること。

(支援の方法等に関する事)

- (3) コロナ禍等でも対応可能なICTを活用した支援の方法を検討して早急に実践すること。
- (4) 当事者だけではなく、課題を抱えている家族の気持ちを理解した相談窓口や相談対応をするとともに、伴走型支援体制を構築すること。

(5) 個別の課題解決について、生活基盤である世帯全体を視野に入れた支援を行うこと。

(6) 支援内容を検討する際、コミュニケーションの難しさや当事者の置かれている環境から家族や支援者の意見が優先されることがある。課題を抱える当事者自らの意思で、支援内容を決定できる支援のあり方を構築すること。

(地域活動等に関すること)

(7) 小規模なインフォーマル活動に対して支援できる体制を整備すること。

(8) ひきこもり対応について、地区公民館等の場所を気軽に活用できるシステムを整備すること。

(9) 集いの場にユニバーサルデザインを導入すること。

高齢者福祉専門分科会答申

1 多機関協働のあり方

(1) 複雑化・複合化した困難な生活課題に対応するための各分野における専門職・専門機関等の支援のあり方

ア 身近なところで、問題を抱える方（世帯）の状況を把握できる相談体制を整えること。

- ・夜間や休日窓口の対応も検討をすること。
- ・相談窓口を住民にしっかりと、分かりやすく周知をすること。
- ・弁護士の1次相談を検討すること。

イ 相談に行けない方、つながりにくい方への支援方法の検討を行うこと。

- ・出前型の相談場所や支援方法の検討をすること。
- ・集計やデータを使った抽出方法の検討をすること。
- ・ネットなどを活用した相談支援を検討すること。

ウ 自己決定を支えるような支援をすること。

- ・相談に行ってよかった、と思える相談場所にすること。
- ・相談者のニーズを満たし、本人の気持ちに添った伴走型支援（寄り添い支援）を行うこと。
- ・長期的な支援になることも想定し、関係者と連携して粘り強い支援を行うこと。

エ 独居高齢者の支援を充実すること。

生活支援サービスの充実を推進すること。

オ 「食べる」ことの支援を行うこと。

(2) 各分野における専門職・専門機関等との連携のあり方

ア 弁護士相談などの専門職が参加する定期的な会議を行うこと。

イ 長期的な支援になることも想定し、関係者と連携して粘り強い支援を行うこと（再掲）。

2 生活支援のあり方

これまでの松本市の地域福祉活動や公民館活動を踏まえた「新たな松本らしさ」による住民の集う場づくりや支え合いの関係づくりのあり方

(1) 若い方たちの力や制度のはざままで動いている起業家やサービス事業所の活用をすること。

(2) 役員の担い手が少なくなる中でも、公民館やひろばの活動を継続してほしい。

(3) 引き続き、助け合い活動などを35地区で展開してほしい。

(4) 隣近所の関係の希薄さの改善を検討すること。

ア 近所の関係や隣組において、「あの人は最近見ていないが大丈夫か」というような、ゆるやかな見守り体制（気配り）をつくるような取り組みを検討すること。

イ 集計やデータを使った見守り方法はないか検討をすること。

- (5) 不登校・ひきこもりの方が社会性を取り戻すような支援を検討すること。
 - ア 自己決定を支えるような支援をすること（再掲）。
 - ・相談に行ってよかった、と思える相談場所にすること。
 - ・相談者のニーズを満たし、本人の気持ちに添った伴走型支援（寄り添い支援）を行うこと。
 - ・長期的な支援になることも想定し、関係者と連携して粘り強い支援を行うこと。
- (6) 出前型の支援を検討すること。
 - ア 公民館や福祉ひろばだけではなく、町会等の身近な場所へ出向くような機会を検討すること。
- (7) 支援ケースを地域で見守り、応援する機能を検討すること。
 - ア 住民が地域共生社会とは何かを学び、住民が何らかの形で答えるような取り組みを検討すること。
 - イ 無関心層への取り組みを検討すること。
- (8) 高齢者の就労を促進すること。

3 そのほか全体的なこと

- (1) 職員をはじめ、関係者や地域住民等が、共通認識を持てるように研修を行うこと。
- (2) 支援を必要としている方にとって、効果的な体制になっているか、評価指標を決め、多機関協働事業担当や審議会等において定期的に評価・検証を行うこと。
- (3) 個人情報保護と必要な情報の共有化を検討すること。
- (4) うまく連携できた事例などの事例集の作成をすること。

児童福祉専門分科会答申

1 多機関協働のあり方

- (1) 地区担当保健師の担う役割は大きいため、地区担当保健師の複数化や駐在化の推進を図ること。
- (2) 子どもや子育てについては、子どもに関わる機関（保育園・幼稚園等、学校、児童館・児童センター、放課後の預かりなどの施設等）が連携し、情報の共有や一体的な支援ができるような仕組みづくりを行うこと。特に、教育と福祉の連携は欠かせない。
- (3) 関係者会議や当事者を含めた支援会議を開催し、情報共有するとともに課題を解決するための役割分担をしたうえで各機関が支援を行うこと。
（リモートでの情報共有や課題解決の取組みも含む）
- (4) 外部との接触を断っている親子等に対するサポートや健診等で心配な方がいた時のサポート体制整備と見守り体制を整備すること。
- (5) 支援を必要とする人をたらい回しにしない支援の仕組みづくりと、窓口の一元化を図ること。
- (6) 保育園、学校、児童館・児童センターなど子どものいる場所で様々な支援を行えるようにすることが効果的である。そのために様々な規制の緩和を検討すること。

2 生活支援のあり方について

- (1) 支え手と受け手の関係性の固定化を避けた仕組みづくりを行うこと。
- (2) 保育園・幼稚園、学校などを活用し、地域に対してできる支援についての情報提供と支援の充実を図ること。
- (3) 精神的に不安定な保護者等の支援について、いざという時に支援できるような見守り体制の構築を図ること。
- (4) 食料品など日常生活に直結するような物が手に入る立ち寄り場所の開設や立ち寄り場所に行けない方への生活必需品の訪問配布を行うこと。
- (5) 送迎サービス、タクシー利用券の配布など、交通支援サービスの充実を図ること。
- (6) 異世代間（子どもと高齢者など）交流やお互いに助け合いができる仕組みづくりを進めること。
- (7) 公民館や福祉ひろばなど松本市独自の地域の交流の場を活用し、交流や支援の仕組みづくりを進めること。（フードロスと食事提供、異世代間交流、食や生活文化の継承など）
- (8) 子どもの支援は、年代により課題が異なるため、子どもの年代ごとに分けて考え、体験の機会の充実や学習の支援、居場所の提供などを行うこと。

3 その他

- (1) コーディネーターを常駐し、サービスの調整や支援者とのつなぎ役となる仕組みづくりを行うとともに人材育成を行うこと。
- (2) 様々な機関が連携し、相談者や支援を必要とする人に寄り添えるような（心理面でのサポート体制なども含めた）仕組みづくりを進めるとともに人材育成も行うこと。
- (3) 子どもが主役になれる、子ども自身の意見を反映でき、参加できる仕組みづくりを行うこと。
- (4) 他の自治体、地域、現場との意見交換や情報交換を行い、良い取組みや仕組みなどを積極的に取入れ実現していくこと。
- (5) 地域によってサービスに偏りが生じないようにすること。
- (6) 松本市内には様々な分野のプロが住んでいる。地域の人材を活かした取組みを行うこと。
- (7) 構築された多機関協働の仕組みや取組みを市民に周知すること。

○社会福祉法（抜粋）

（第一条から第六条 略）

第二章 地方社会福祉審議会

（地方社会福祉審議会）

第七条 社会福祉に関する事項（児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を除く。）を調査審議するため、都道府県並びに地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）に社会福祉に関する審議会その他の合議制の機関（以下「地方社会福祉審議会」という。）を置くものとする。

2 地方社会福祉審議会は、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長の監督に属し、その諮問に答え、又は関係行政庁に意見を具申するものとする。

（委員）

第八条 地方社会福祉審議会の委員は、都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員、社会福祉事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が任命する。

（臨時委員）

第九条 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、地方社会福祉審議会に臨時委員を置くことができる。

2 地方社会福祉審議会の臨時委員は、都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員、社会福祉事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が任命する。

（委員長）

第十条 地方社会福祉審議会に委員の互選による委員長一人を置く。委員長は、会務を総理する。

（専門分科会）

第十一条 地方社会福祉審議会に、民生委員の適否の審査に関する事項を調査審議するため、民生委員審査専門分科会を、身体障害者の福祉に関する事項を調査審議するため、身体障害者福祉専門分科会を置く。

2 地方社会福祉審議会は、前項の事項以外の事項を調査審議するため、必要に応じ、老人福祉専門分科会その他の専門分科会を置くことができる。

（地方社会福祉審議会に関する特例）

第十二条 第七条第一項の規定にかかわらず、都道府県又は指定都市若しくは中核市は、条例で定めるところにより、地方社会福祉審議会に児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を調査審議させることができる。

2 前項の規定により地方社会福祉審議会に児童福祉に関する事項を調査審議させる場合においては、前条第一項中「置く」とあるのは、「、児童福祉に関する事項を調査審議するため、児童福祉専門分科会を置く」とする。

（政令への委任）

第十三条 この法律で定めるもののほか、地方社会福祉審議会に関し必要な事項は、政令で定める。

（第十四条以降 略）

○社会福祉法施行令（抜粋）

（第一条 略）

（民生委員審査専門分科会）

第二条 民生委員審査専門分科会に属すべき委員は、当該都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員の選挙権を有する地方社会福祉審議会（法第七条第一項に規定する地方社会福祉審議会をいう。以下同じ。）の委員のうちから、委員長が指名する。

- 2 民生委員審査専門分科会に属する委員がその職務上の地位を政党又は政治的目的のために利用した場合は、当該委員について、委員長は、前項の規定による指名を取り消すことができる。
- 3 民生委員審査専門分科会の決議は、これをもつて地方社会福祉審議会の決議とする。

（審査部会）

第三条 地方社会福祉審議会は、身体障害者の障害程度の審査に関する調査審議のため、身体障害者福祉専門分科会に審査部会を設けるものとする。

- 2 審査部会に属すべき委員及び臨時委員は、身体障害者福祉専門分科会に属する医師たる委員及び臨時委員のうちから、委員長が指名する。
- 3 地方社会福祉審議会は、身体障害者の障害程度に関して諮問を受けたときは、審査部会の決議をもつて地方社会福祉審議会の決議とすることができる。

（第四条以降 略）

○松本市社会福祉審議会条例

令和3年3月19日松本市条例第6号

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号。以下「法」という。)第7条第1項の規定に基づき、松本市社会福祉審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 法第7条第1項に規定する社会福祉に関する事項
- (2) 法第12条第1項に規定する児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、社会福祉について市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 審議会は、委員24人以内で組織する。

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 審議会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

- 2 委員長は、委員の4分の1以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、審議会を招集しなければならない。
- 3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 法第9条に規定する臨時委員は、特別な事項について会議を開き、議決を行う場合には、前2項の規定の適用については、委員とみなす。

(専門分科会)

第7条 審議会に次の各号に掲げる専門分科会を置き、当該各号に定める事項を調査審議する。

- (1) 民生委員審査専門分科会 民生委員の適否の審査に関する事項
- (2) 地域福祉専門分科会 地域福祉に関する事項
- (3) 障害者福祉専門分科会 身体障害者、知的障害者、精神障害者、障害児及び難病の患者の福祉に関する事項
- (4) 高齢者福祉専門分科会 高齢者の福祉に関する事項
- (5) 児童福祉専門分科会 児童の福祉並びに母子及び父子(寡婦に関する事項を含む。)の福祉に関する事項

2 専門分科会に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

- 3 専門分科会に専門分科会長及び専門分科会副会長各1人を置き、当該専門分科会に属する委員及び臨時委員の互選によりこれを定める。
- 4 専門分科会長は、その専門分科会の会務を掌理する。
- 5 専門分科会副会長は、専門分科会長を補佐し、専門分科会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 6 前条の規定は、専門分科会の会議について準用する。
- 7 専門分科会の決議は、これをもって審議会の決議とすることができる。

(審査部会)

第8条 社会福祉法施行令(昭和33年政令第185号)第3条第1項の規定による障害者福祉専門分科会審査部会のほか、専門分科会に審査部会を置くことができる。

(意見の聴取等)

第9条 審議会、専門分科会及び審査部会は、調査審議のために必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第10条 審議会の庶務は、健康福祉部において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
(松本市特別職の職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 松本市特別職の職員の給与及び費用弁償に関する条例(昭和26年条例第8号)の一部を次のように改正する。

別表第2中

「

管理不全空き家等審議会委員			7,000	4,900
健康福祉21市民会議委員			7,000	4,900

」

を

「

管理不全空き家等審議会委員			7,000	4,900
社会福祉	委員及び臨時委員		7,000	4,900
審議会	障害者福祉専門分科会審査部会委員及び臨時委員		7,000	

」

に改め、子ども・子育て会議委員の項を削り、同表備考に次のように加える。

4 社会福祉審議会委員及び臨時委員にこの表を適用する場合は、社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号。以下「政令」という。）第3条第1項の調査審議を行う場合を除き、社会福祉審議会障害者福祉専門分科会審査部会委員及び臨時委員にこの表を適用する場合において「日額」とあるのは、「勤務1回当たりの報酬の額」とする（政令第3条第1項の調査審議を行う場合に限る。）。

（松本市健康福祉21市民会議条例等の廃止）

3 松本市健康福祉21市民会議条例（平成13年条例第54号）及び松本市子ども・子育て会議条例（平成25年条例第36号）は、廃止する。

令和4年度 松本市社会福祉審議会 松本市職員名簿

所属部	職 名	氏 名	備 考
健康福祉部	健康福祉部長	平林 恭子	
	福祉政策課長	大月 強	
	障がい福祉課長	高木 寿郎	
	高齢福祉課長	勝家 知子	
	高齢福祉課 介護予防担当課長	荻上 寿子	
こども部	こども部長	青木 直美	
	こども育成課長	前澤 典子	
	こども福祉課長	二木 玲子	
	保育課長	百瀬 由将	